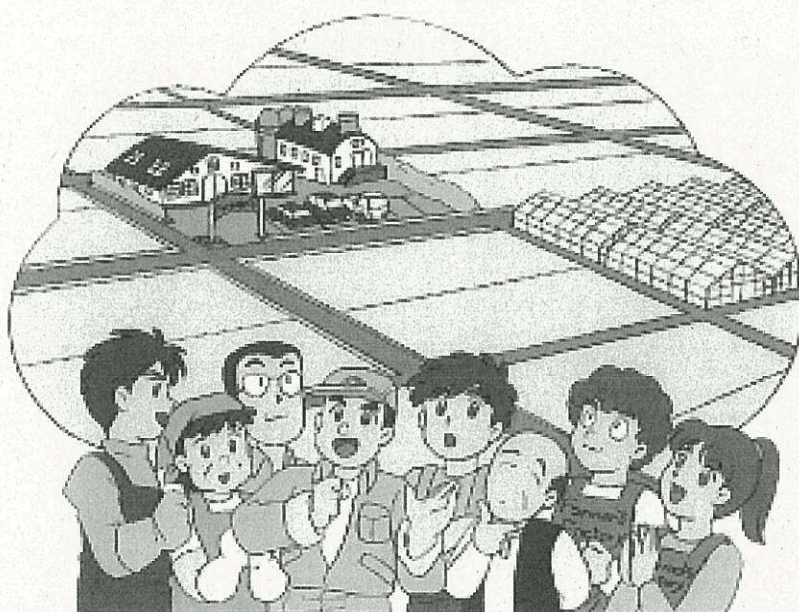


令和4年度第3回 評価委員会参考資料



令和5年3月15日（水）

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

その他参考資料

☆ R5 年度農地関係法の改正に伴う農地中間管理事業の仕組みの変更

☆ 遊休農地解消緊急対策事業実施要領

参考資料

R 5 年度農地関係法の改正に伴う農地中間管理事業の仕組みの変更

【現行】

* 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得

公社が、地域の状況（担い手の動向、集積・集約の機運等）を把握すると共に、バンク事業活用機運の醸成を図り、貸付希望者（出し手）からの申出を受けて、当該者及び農地をリスト化する。

* 借受希望者の募集

公社は、借受希望者（受け手）の募集を行い、借受を希望する農地の地域・面積・借受期間・現在の経営状況・所有機械・労働力等を把握しリスト化する。

* 農地の貸付

「受け手」リストの中から、貸出希望農地を団地化し最適に利用できる「受け手」とマッチング（賃借料・契約期間等）調整を行い貸付を決定し、3者による契約を締結する。

【改正後】

公社は、法に基づき市町村が策定・公告する「地域計画（目標地図を含む。）」に従って、3者契約を締結する。

※制度改正のねらい

当初：【農地の所有と利用の分離】

* 産業政策>>>地域政策

機構が中心となり、離農者・規模縮小者から農地を借り受けて、公募した担い手（認定農業者・参入企業等）に農地を集積して、効率的な生産が出来る強い経営体を育成する。

改正後：【集落全体で、地域農業を守る】

* 地域政策>産業政策

強い経営体の育成に加えて、地域の十分な協議により、全員で考えて、兼業農家・半農半Xを含め地域農業・農村を自主管理する仕組みを定着させる。



出し手

市町村・農業委員会・
JA 等へ相談

機構へ貸付け

注) 農用地として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借り受けせず、貸付希望者リスト(出し手リスト)に掲載してマッチング活動を継続します。

農地中間管理機構 (農地集積バンク)

- ① 出し手から農地を借受け
- ② 必要な場合は簡易な条件整備等を実施
(出し手・受け手の負担が伴います。)
- ③ 受け手(認定農業者等)への農地集積に配慮し貸付



機構から借受け

受け手
(担い手)

農用地利用配分
計画案(市町村作成)

農用地利用配分計画
の公告(県)

農地を貸したい人(出し手)の場合

どうする?

「農地を貸したい」旨の申出

機構による貸付希望者(出し手)リストの作成

機構(市町村・JA 等の委託先含む)と
貸付希望者の交渉(期間、賃借料など)

機構と貸付希望者の契約締結

ステップ①

機構又は市町村・JA 等の相談
窓口連絡します。

ステップ②

貸付期間、賃借料等の諸条件を
相談し契約します。(機構に貸
借に係る権利が移動します。)

農地を借りたい人(受け手)の場合

どうする?

機構による借受希望者(受け手)募集への応募

機構による借受希望者リストの公表

機構(市町村・JA 等の委託先含む)が事業規程
(貸付先決定ルール)に基づき、受け手を選定

機構(市町村・JA 等の委託先含む)と借受希望者との交渉

市町村が農用地利用配分計画(案)を作成

機構が農用地利用配分計画を決定後、
県が公告(農地の権利移動)

ステップ①

(市町村・JA 等の相談窓口
に相談) 機構による借受希望者の
募集に応募します。

ステップ②

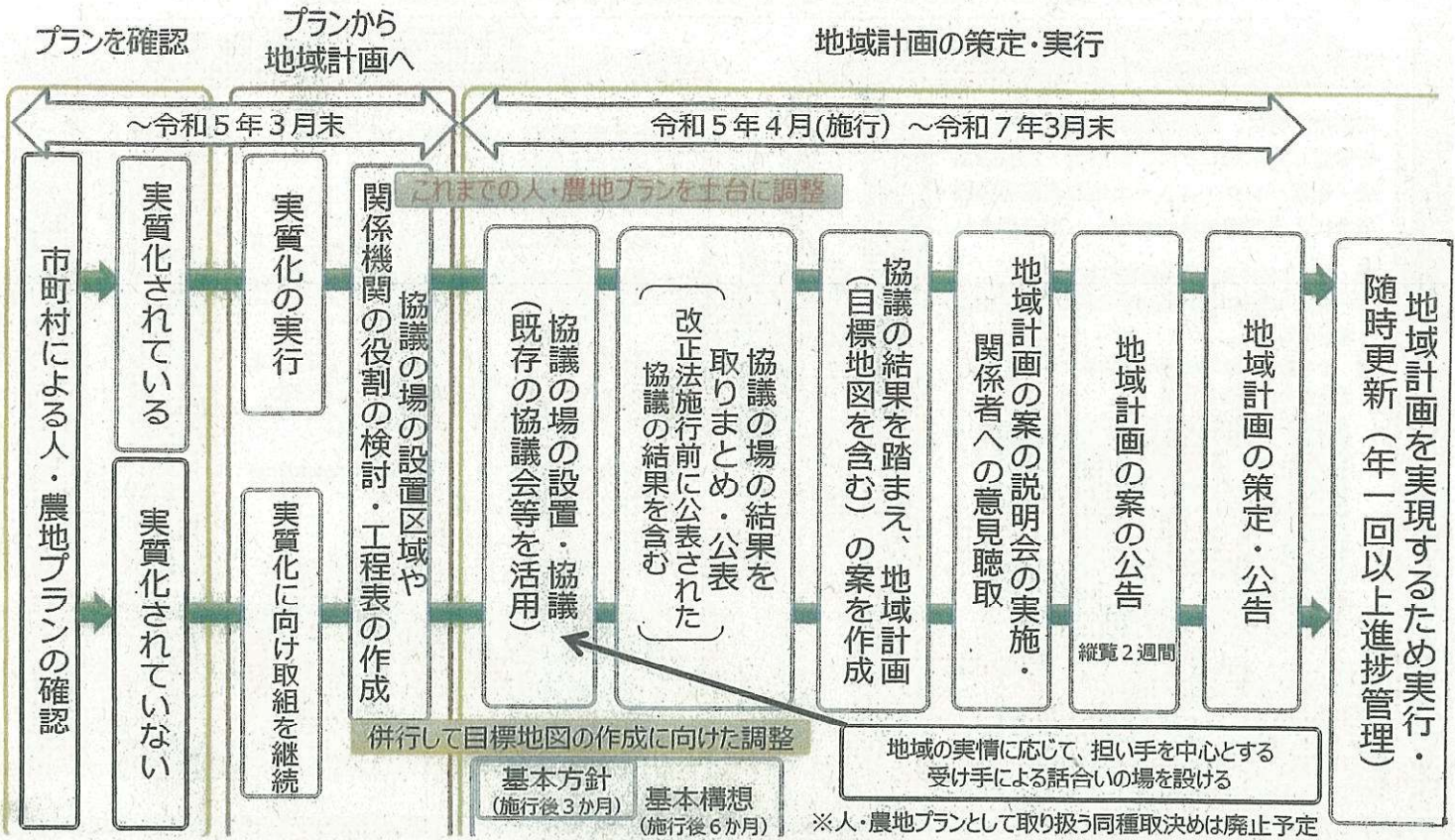
機構と期間、賃借料等の諸条件
を相談します。

ステップ③

農地の貸借が記載された農用
地利用配分計画が公表され
ると、借受希望者に農地の貸借に
係る権利が移動します。

地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、**市街化区域**（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）**等を除いた区域を対象**に地域計画を策定します。



関係機関の役割例

市町村は、これまでの人・農地プランの実質化の取組を踏まえ、**関係機関の役割分担**について、関係機関と調整・確認し、**明確化**しましょう。

役割分担は、実態に応じて柔軟に設定しましょう。

役割分担は、実態に応じて柔軟に設定しましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
全体に係わる役割					
○都道府県内の進捗管理 ○市町村のサポート ○新規就農者などの情報収集(支援センター) ○基本方針の変更 ○都道府県段階の関係機関との連絡協議会等の設置	○全体のマネージメント(進捗管理・調整役) ○基本構想の変更 ○市町村段階の各種計画・協定の洗い出し ○促進計画(バンク計画)案を求めに応じて作成	○農地利用最適化活動(農地バンクへの貸付けの働きかけ(段階を問わず実施)) ○促進計画(バンク計画)の作成の要請	○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 ○促進計画(バンク計画)による利用権設定等	○地域農業振興計画等の実践 ○組合員への情報提供	○水利に関する調整 ○土地改良施設の保全
協議の場					
○普及指導員の派遣等 ○新規就農者などの情報提供(支援センター) ○農業農村整備事業の事業計画に関する情報提供	○協議の場の運営 ○コーディネーターの派遣 ○新規就農者や後継者などの情報提供 ○担い手の協議の場の設置	○農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供 ○新規就農者や後継者の把握・情報提供 ○遊休農地、所有者不明農地の把握・情報提供 ○担い手の協議への協力	○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供	○地域農業振興計画等に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力	○土地改良事業・施設改修の計画 ○土地改良施設の整備状況に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力
地域計画の策定					
○地域計画の普及・推進 ○地域計画の進捗管理 ○優良事例の収集	○地域計画(目標地図を含む)の策定・随時見直し ○進捗状況を都道府県と共有	○目標地図の素案を求めに応じて作成 ○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申
地域計画の実行					
○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の実施	○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の活用	○農地利用最適化活動(農地バンクへの貸付けの働きかけ(段階を問わず実施))	○集積・集約化の調整活動(所有者等への利用権等設定協議の申入れ)	○新規就農や経営継承、労働力(農作業受託)等への支援による担い手の確保・育成	○土地改良事業・施設改修の実施

- 同意市町村（基本構想を作成している市町村）は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（人・農地プラン）を策定（情勢の推移に応じ、随時変更が可能）
- 地域計画は、施行日（令和5年4月1日）から2年以内（令和7年3月末まで）に策定

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による協議の場を設置し、次を話し合い

- ① 区域における農業の将来の在り方
- ② 区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域（※）
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理
緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

※地域計画の策定は、市街化区域については行わない。

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

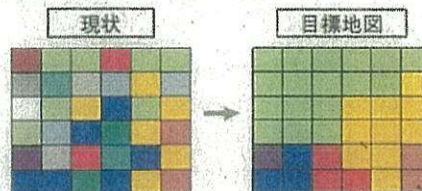
○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ① 地域計画の区域
- ② ①の区域における農業の将来の在り方
- ③ ②に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 等

○同意市町村は、③の目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示（「目標地図」）

○目標地図の素案は、農業委員会が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

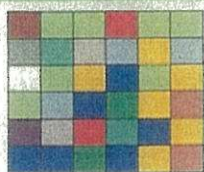
3

9ページ

目標地図の作成

- 農業委員会は、農業者の意向等の情報を勘案して、農地バンク、JA、土地改良区等の関係者の協力を得て、目標地図の素案を作成し、同意市町村に提出
- 農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めて地図に表示

①現状地図



農地関係の情報を一筆ごとに表示できるデジタル地図（eMAFF地図）を活用

- <現状に係る情報>
- ・所有者の氏名・住所
 - ・農地の所在・地目・面積
 - ・農地の権利関係
 - ・耕作者の氏名
 - ・遊休農地かどうか
 - ・農地バンクへの貸付状況 等

タブレットでeMAFF地図に情報送信

国が設定した全国統一の項目をタッチパネルで入力

農業委員会（推進委員等）が出し手・受け手の意向等を把握

- ・出し手と受け手の年齢・耕作状況・後継者の有無
- ・出し手のリタイアの意向・機械所有の状況
- ・受け手の規模拡大（地域外を含む）・集約化の意向
- ・出し手と受け手の作業受委託の状況・意向 等

②農業者の意向等の情報を①の地図に追加して反映



農業者の意向等の情報を基に現状及び今後の見通し等について分析できる地図を作成可能に

- <現状に係る情報>
- ・出し手・受け手の年齢
 - ・出し手・受け手の意向
 - ・後継者の有無 等

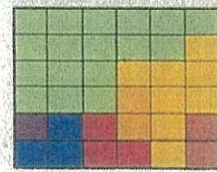
eMAFF地図上でワンクリックで何通りもの地図を作成可能

農業委員会は、農地の集約化等を図る観点から、目標地図の素案を作成

農地バンク、JA、土地改良区等の関係機関は、農業委員会に対し、必要な情報の提供等の協力

- ・農地バンクは、増員した現地コーディネーターにより、地域外の受け手候補の情報を把握・提供
- ・JAは、組合員の経営意向を提供
- ・土地改良区は、管内の土地改良事業、水利施設の情報を提供

③目標地図



10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示

- 受け手がいない地域では、当面、例えば
- ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織
 - ② JA等のサービス事業体等の活用
- ・受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、作成後も随時調整しながら反映

6

- 今後は、地域の共通の目標である地域計画（目標地図）の達成に向けて、農業委員会が中心となって、関係機関が連携して取組を推進
- 農地バンクは、分散している農地をまとめて引き受けて、一団の形で受け手に再配分する機能を有し、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等も活用し、これによる集約化等の取組（従来の貸借＋農作業受委託）を促進

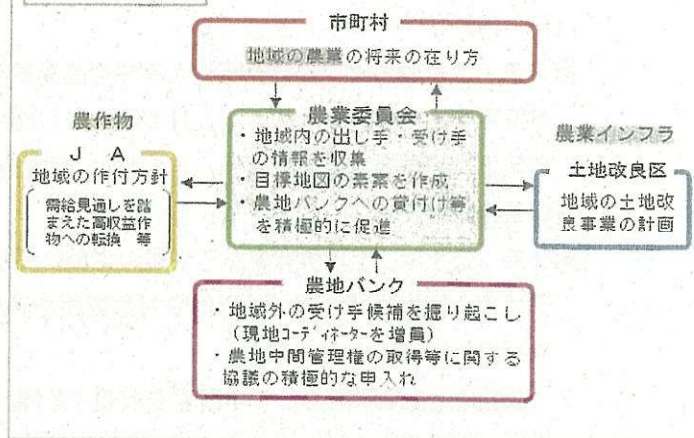
具体的な貸付け等の働きかけ

農業委員会が中心となって、地域計画の達成に向けて、関係機関が連携して、農地バンクへの貸付け、農地バンクからの借受等の働きかけを実施

〔 農地バンクは、公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、地域計画の達成に資するよう事業を実施 〕

- ◆ 農業委員会は、地域計画の達成に向けて、農地バンクへの貸付け等を積極的に促進
- ◆ 農地バンクは、所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申し入れ
- ◆ 同意市町村は、農地バンクへの利用権の設定等が必要と認めるときは、所有者等に農地バンクと協議すべき旨を勧告

関係機関の連携



権利の設定等

- 農業委員会の意見を聴いて、農地バンクは、貸借や農作業受託等について定める農用地利用集積等促進計画を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を統合）
- 農業委員会は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに要請でき、農地バンクは要請内容を勘案して計画を策定
 - ・農用地利用集積等促進計画の添付書類の簡素化や事務処理の迅速化を実施
 - ・都道府県条例の改正による都道府県知事の認可権限の市町村長への委譲も可能

農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減（書類の簡素化）

- 農地バンクの事務負担の軽減を図るに当たり、農用地利用集積等促進計画の作成においては、従来求めていた添付書類の大幅な簡素化を進める

従来のバンク計画（配分計画）の添付書類

【省令に基づき提出を求めている書類】

- ① 関係権利者等の同意書（各筆明細）
- ② 農用地の全部効率利用が確認できる書類（経営規模、作付作物、機械、労働力（家族構成））
- ③ 農作業の常時従事が確認できる書類（農作業の日数）

改正後のバンク計画（集積等促進計画）の添付書類（案）

【省令に基づき提出を求める書類（案）】

同左

※ 今後、目標地図との関係で必要書類の有無を精査

〔 農地バンクの内規等によるもの 〕

- ・ 農地バンク事業利用申し込み書
- ・ 借受農地申出書
- ・ 圃場位置図
- ・ 耕作地明細表
- ・ 新規就農の場合、研修終了の確認書類と営農計画
- ・ 認定農業者の場合、経営改善計画等の認定書
- ・ 期間借地の場合、同意書
- ・ 農地の所在する市町村以外に居住している者の場合、住民票
- ・ 農用地利用状況報告
- ・ 印鑑証明
- ・ 借受人の相続関係の説明図
- ・ 借受人の農家世帯情報
- ・ 共有地の場合、共有持分を確認できる書類
- ・ 抵当権等が設定されている場合、抵当権者の承諾書

今後、添付不要とする予定

遊休農地解消緊急対策事業 実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）が行う農地集積・集約化対策事業実施要綱（令和4年3月28日付け3農振第2876号、以下「実施要綱」という。）の遊休農地解消緊急対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の開始)

第2条 公社は、土地所有者から事業の実施に係る申請書（別記様式）（以下「申請書」という。）の提出を受けて、実施要綱に基づく目的や対象要件を満たす度合等が高いと認められる順に、予算の範囲内で事業採択を行うものとする。

2 公社は、土地所有者から申請書を収受する際、市町村、農業委員会と連携のもと、必要な情報の収集等を行って取りまとめるものとする。

(事業の実施)

第3条 公社は、実施要綱第9の規定による遊休農地解消計画（以下「実施計画」という。）を作成し、県知事の計画承認を受けて、事業主体として事業に定める簡易整備を予算の範囲内で実施するものとする。

また、簡易整備は、整備後の円滑な営農活動につなげるため、施工作業等の依頼を地元農業者等へ優先して行う。

(条件の遵守等)

第4条 公社及び地元農業者等は、事業に係る国庫補助金の交付に際し付される条件を遵守するものとする。

(簡易整備内容の確認)

第5条 公社は、簡易整備の実施に係る設計及び仕様を定めるときは、あらかじめ地元農業者等と内容確認するものとする。また、変更の必要が生じた場合も同様に内容確認するものとする。

(実施計画の変更)

第6条 公社は、第3条に規定する実施計画について、変更の必要が生じたときは、実施要綱の定めるところにより所要の手続きをとるものとする。

(完了確認及び貸付け)

第7条 公社は、事業が完了したときは、地元農業者等の立会を得て完了検査を行い、原則として、申請書に位置付けられる者に貸付けるものとする。

(農用地の利用状況の把握)

第8条 公社及び、貸付けを行った農用地の利用状況の把握に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和5年 2月 1日から施行する。

遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地を
解消して
担い手へ
任せたい

～遊休農地の解消を支援します！～

遊休農地を
活用し
経営規模を
拡大したい



遊休化している農地を有効活用しませんか！
本事業は、農地バンクが遊休農地を積極的に借受け、
簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する
取組です。
皆さんも本事業を積極的に活用しては如何でしょう！

解消前
(農地の出し手)

農地バンクが借受け・貸付け

解消後
(農地の受け手)

＜事業内容＞

○対象農地

- ・農振農用地区域内のうち草刈り等の簡易な整備で解消可能な遊休農地を対象とします。
- ※実施を希望する農地が概ね1ha以上の団地化（半径500m以内）
- （※借受けが見込まれる受け手の既存農地も団地化面積に含む。）
- ・使用貸借のみを対象とします。
- （10年以上の農地中間管理権の設定）

○整備内容

- ・草刈り、耕起・整地等

○交付額

- ・43,000円/10aを上限

＜遊休農地の課題＞

- ・病虫害発生の温床や鳥獣の餌場、隠れ場となり、周辺農地や農作物への被害拡大が懸念されます。



◎遊休農地は周辺農地に悪影響を及ぼすほか、農地の集積・集約化の支障となっています。

＜解消後の農地＞

- ・機構が借り受けた農地を解消した年度から翌年度までに受け手へ貸付けます。
- ・市町村やJ A、法人等が実施する研修事業に活用できます。



◎遊休農地を含めて地域内の農地を集積・集約化、経営規模を拡大していくためには、遊休農地の解消を進める必要があります。

